

報道関係者 各位

令和6年10月1日

【照会先】宮崎労働局労働基準部賃金室  
室長 中玉利 浩治  
室長補佐 高田 敏明  
(電話番号) 0985(38)8836

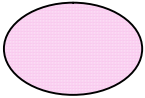
## 宮崎県最低賃金額の改定前日に周知・広報を実施

～ J R 宮崎駅西口広場で労働局長自らがリーフレットを配布～

宮崎労働局（局長 坂根 登）は、10月5日（土）から宮崎県最低賃金が時間額952円（引上げ額55円）に改定されることに伴い、県民に幅広く周知を図るため、発効日前日（10月4日）に下記の取組を実施いたします。

### 記

- 日 時 令和6年10月4日（金）午前7時30分～
- 場 所 J R 宮崎駅西口広場
- 詳 細 宮崎県最低賃金改定額を記載したリーフレットを宮崎駅利用者と通行人に配布いたします（配布場所は別添「案内図」参照）。
- 取材申込 報道機関名、担当者職氏名、担当者の連絡先（急遽中止になった場合等に連絡いたします）を記載の上、**10月3日（木）17時まで**に宮崎労働局賃金室（[chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)）あてメールにてご連絡ください。
- 留意事項 (1)駐車場の確保はできませんので、おそれいりますが各自で確保願います。  
(2)リーフレット配布時間については午前7時30分頃から1時間程度を予定していますが、配布予定枚数に達した場合等は早めに終了することがあります。



配布場所（JR 宮崎駅西口日向夏ポスト前付近）

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための  
ルールです!

## 宮崎県 最低賃金

令和6年

10月5日から

時間額

952 円

前年比

55円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認

最低賃金に  
関する  
特設サイト



最低賃金 特設サイト  検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
宮崎労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



宮崎労働局  検索

賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ  検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円を  
助成



# 「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。

## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

<b>1 時間給の場合</b>	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円				
<b>2 日給の場合</b>	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
<b>3 月給の場合</b>	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
<b>4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合</b>	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す</li> <li>② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す</li> <li>③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)</li> </ul>				

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の  
地域の最低賃金を  
チェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に活用しましょう。

### 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

業務改善助成金  
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



#### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に  
要した費用の  
一部を助成

#### 助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革  
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む事業者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索